

食料品製造業等に職長教育を義務化

～職長等の教育を行うべき対象業種が拡大されます。～

労働安全衛生法施行令の改正により、

食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

は、令和5年4月1日から職長等に対する安全衛生教育が義務化になります。

※食料品製造業のうち、「うま味調味料製造業・動植物油脂製造業」は、従前から対象業種となっております。

職長教育とは

職長とは、「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」（労働安全衛生法第60条）と定められており、事業場によって、監督、班長、リーダーなど様々な呼称で呼ばれますが、仕事を行う上で、現場で指揮・命令する立場の方が該当します。

職長は職場の要であり、作業に熟達している職長には、労働者の安全及び衛生を確保するために適切な指導を行うことが求められます。

このため、労働安全衛生法第60条では、新たにその職務に就くこととなった方などに対し、安全衛生対策に必要な知識を習得させることを目的に、合計12時間の安全衛生教育を実施することが義務付けられております。

【職長教育の内容】（労働安全衛生規則第40条）

講習科目	講習時間
作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2時間
指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時における措置 災害発生時における措置	1.5時間
作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間

安全衛生教育の実施主体は各事業者となりますが、「事業場に適切な講師がいない」、「どのような教育をしたらよいかわからない」といった場合には、職長教育を実施している労働基準協会・労働災害防止団体等といった外部の講習機関にご相談ください。

